

妨害運転罪創設

令和2年
6月30日施行

あおり運転
は犯罪です

一定の違反行為

通行区分違反 急ブレーキ禁止違反
車間距離不保持 進路変更禁止違反
警音器使用制限違反 減光等義務違反
安全運転義務違反 追い越し違反
高速自動車国道等駐停車違反
最低速度違反（高速自動車国道）

妨害運転（交通の危険のおそれ）
他の車両等の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反（下記参照）行為をした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
免許取消し（25点）欠格期間2年
前歴や累積点数がある場合には欠格期間最大5年

妨害運転（著しい交通の危険）
の罪を犯し、高速道路等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
免許取消し（35点）欠格期間3年
前歴や累積点数がある場合には欠格期間最大10年

あおり運転根絶のため情報提供をお願いします

情報提供のポイント！



- ・ 提供する情報の日時場所を特定
- ・ ドライブレコーダー等の映像を保管
- ・ 記録された映像は加工、修正しない
- ・ 車のナンバー、相手の特徴等をメモ



あおり運転に遭遇すると、つい「何とか映像に残さなきゃ！」
と思うかもしれませんが、でも、ちょっと待って！！
まずは、安全の確保を最優先！！

あおり運転等の被害に遭われたら、無理な撮影等は絶対にせず、
安全な場所への避難、安全確保を優先し、直ちに110番通報してください。

埼玉県警察本部交通部交通指導課